

文部大臣所轄学校法人理事長 殿

文部省高等教育局私学部長
矢野重典

日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金
制度の拡充について（通知）

このたび、平成11年度税制改正により、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号^(*注1)の規定に基づき寄附金控除の対象となる寄附金を定めた大蔵省告示(昭和40年4月)第154号第2号の2により規定されている日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度につき、対象となる事業に追加がありました。

既存の学校法人が新たに学校を設置するために募集する寄附金については、従来は、その設置しようとする学校等の校地、校舎その他附属設備を取得するために必要な資金に使用されるものに限定されてきました。

今回の改正においては、初年度経常経費についても寄附金の対象とすることができることとなり、その対象となる事業の要件については、大蔵省との協議の結果、下記のとおりとすることとなりました。

記

- 1 従来の受配者指定寄附金の対象となる事業に加え、既存の私立学校法第3条に規定する学校法人が新たに学校教育法第1条に規定する学校（大学の学部・学部の学科、大学院及び大学院の研究科、短期大学の学科並びに高等専門学校の学科等を含む。）を設置するために募集する寄附金のうち、初年度経常経費（私立学校法施行規則第3条第1項第13号^(*注2)の書類であって、学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）第1条第1号^(*注3)の書類に記載される初年度の経常経費をいう。）に充てるため、日本私立学校振興・共済事業団を通じて募集する場合には、受配者指定寄附金制度の対象とすること。

なお、この場合、以下の要件を満たすこと。

- ① 当該寄附金を募集する学校法人が寄附行為変更の認可を受けたものであり、かつ、当該寄附金の募集及び管理が変更後の寄附行為に定めるところにより行われるものであること。
- ② 寄附行為の変更が、学校等の設置のための寄附金募集活動を学校法人の募集とすることを目的として行われるものであること。
- ③ 変更後の寄附行為に次に掲げる事項が規定されていること。
 - ア 募集する寄附金は、設置しようとする学校等の校地、校舎その他附属設備を取得するために必要な資金又は初年度経常経費に使用されるものであること。
 - イ 受納した寄附金は、アに記載の目的のために使用する資金として、他の財産と区別し

て信託銀行に信託する等確実な方法により管理されること。

ウ 寄附行為の変更の認可後3年以内に、学校等の設置等が認可されない場合は、所轄庁の承認を経て、受納した寄附金を当該学校法人の既設の学校の校地、校舎その他附属設備又は教育研究に要する経常的経費に充てるか、あるいは、類似の目的のため、国、地方公共団体若しくは他の学校法人に寄附すること。

※ 同趣旨の通知は、都道府県知事宛（平成11年5月24日文高行第58号）にも行っています。

（*注1）現・第37条第3項第2号

（*注2）現・第2条第1項第6号

（*注3）現・第11条